

## 4 教育分野

### (1) 学校における感染防止対策

#### 学校の休校・休業

##### 1 概要

文部科学省からの全国一斉臨時休業の要請を受け、学校の一斉臨時休業を実施した。一斉臨時休業時においては、必要に応じて登校（園）日を設け、学習状況や健康状況など児童生徒の状況を把握した。また、園児、小学校低学年及び特別支援学級の児童生徒等が自宅で過ごすことができない場合への対応として、こうした児童生徒等に教室を開放して学校での受け入れを行う居場所確保に向けた取組を実施した。

学校再開後は、分散登校・時差通学などを実施するとともに、保健所の積極的疫学調査の結果及び助言を踏まえ、学校や地域の感染状況により臨時休業を措置するなど初期対応を徹底し、学校における感染拡大防止に取り組んだ。

##### 2 経緯・取組内容

###### (1) 令和元年度

###### ア 一斉臨時休業（一斉休校）

- ・令和2年2月27日、内閣総理大臣より3月2日から全国の学校で一斉臨時休業をするよう要請する方針が示された。（報道）。
- ・令和2年2月28日、文部科学省から学校の全国一斉臨時休業の要請があった。
- ・県立中学校・高等学校について、令和2年3月2日から学年末休業日前日までを臨時休業とした。
- ・県立特別支援学校は、教育活動を継続し、令和2年3月19日を修了式とし、翌3月20日から学年末休業とした。

※ スクールバスの運行、給食の食材の発注、放課後デイサービスとの調整などから急な対応が難しいことに加え、家庭における対応が難しい場合もあることから、教育活動を継続した。

- ・市町村教育委員会へ市町村立小学校・中学校の臨時休業を要請した。

###### (2) 令和2年度

###### ア 一斉臨時休業（一斉休校）

- ・県立中学校・高等学校について、令和2年4月12日まで休業延長をした。
- ・令和2年4月7日、埼玉県を含む7都府県で緊急事態宣言が発令された。

- ・ 県立中学校・高等学校について、令和2年5月6日まで臨時休業を延長した（入学式のみ実施可）。
- ・ 県立特別支援学校については、令和2年4月10日まで教育活動を継続し、4月11日から5月6日までを臨時休業とした。
- ・ 県立学校について、令和2年5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 市町村教育委員会へ市町村立幼稚園・小学校・中学校の臨時休業を要請した。

#### イ 登校（園）日の設定

- ・ 市町村立小中学校等においては、新学年における新担任との顔合わせや健康観察に加え、児童生徒の学習状況の確認、補習の実施、生徒指導を適切に行う観点から、登校（園）日を設定し、必要最小限で実施した。
- ・ 登校（園）は、学年や学級単位、あるいは地区単位とするなど、分散登校（園）となるようにする。特に、幼児や低学年児童の安全確保を図った。
- ・ 教科書については、最初の登校日等に給与した。
- ・ 県立特別支援学校では登校日を週1回設けた（～5月6日）。

#### ウ 居場所確保のための学校における子供の受け入れ

- ・ 小学校低学年や特別支援学級の児童生徒等が自宅で過ごすことができない場合は、教室を開放して学校での受け入れを行った。その際、送迎については、保護者の責任とし、昼食についても各個人で持参させることとした。
- ・ 幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための十分な対策を講じた上での預かり保育の提供等を行った。
- ・ 県立特別支援学校では、やむを得ない事情がある場合には、学校での受け入れを行った。

#### エ 段階的な学校の再開

- ・ 市町村立学校は以下について市町村教育委員会に要請した。
  - ①円滑な学校生活につなげるため、6月1日以降の学校再開に向けて、事前に準備登校を行うこと。具体的な実施時期や期間は、各市町村教育委員会が実情に応じて判断すること。
  - ②感染拡大を防止するとともに、児童生徒や保護者の不安を軽減するため、以下の段階に沿って学校を再開すること。

第1段階 一定期間、分散登校により半日程度の教育活動を各児童生徒に実施。

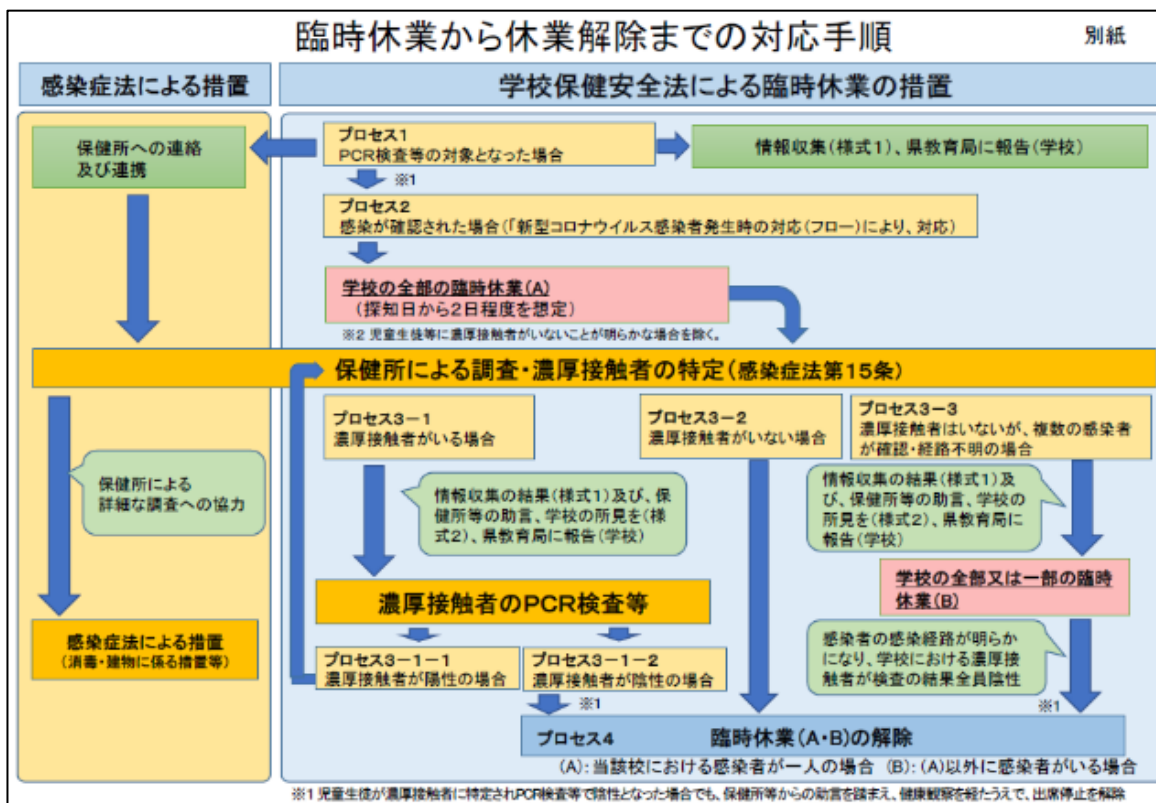
ただし、各市町村教育委員会が学校の運営状況や市町村内の新規感染者数の状況、通常の教育活動の再開に係る保護者の理解等を十分に参酌・評価しつつ、独自の判断をすることを妨げるものではない。

第2段階 通常の授業を再開。

- ・ 県立学校は令和2年6月1日から学年等に分散した登校（分散登校）から開始し、通常登校に向けて段階的に週あたりの登校日を増やした。
  - i 6月1日（月）から6月7日（日）まで、生徒1人につき週1回登校
  - ii 上記iの状況を踏まえて、6月8日（月）から生徒1人につき週2～5回登校・令和2年6月22日から通常登校を開始した。

オ 保健所との連携による臨時休業

- ・ 令和2年6月16日、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の考え方について」を通知し、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者の発生に伴う、保健所との連絡による臨時休業の対応プロセスを示した。



(3) 令和3年度

ア 緊急事態宣言（3回目）を踏まえた対応

県立高校は、夏季休業明けから分散登校・時差登校を実施した。

イ 県立学校の臨時休業の目安の策定

- ・ 令和3年8月、保健所による積極的疫学調査の対象が陽性者本人や同居家族等に重点化された。
- ・ 令和3年8月30日、学校を対象とした保健所による積極的疫学調査が行われなくなったことから、学校設置者として「県立学校における当面の臨時休業の目安」を策定し、「同一学級で複数の陽性者が発生した場合」等に学級閉鎖を措置することとした。

**県立学校における学級閉鎖等の目安について**

**① 学級閉鎖**

➤ **同一学級内に2名の陽性者が発生 → 5日間程度を学級閉鎖**

- ◆ 陽性者が1名であっても、学級閉鎖とすることが適切である場合
  - ① 周囲に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる
  - ② 複数の濃厚接触者相当の者がいる
- ・ 学級閉鎖の間に、有症状者や濃厚接触者相当の児童生徒を確認
- ・ 出席停止が適当と考えられる児童生徒を除き、学校医の助言も踏まえ授業を再開
- ・ 学級閉鎖期間中に新たな陽性者が複数発生した場合等は、期間の延長を検討

**② 学年閉鎖・学校閉鎖**

➤ **陽性者の所属学級や人数等を踏まえ学校医の助言を参考に個別に判断**

- ・ 複数の学級を閉鎖した場合は、学年閉鎖を検討
- ・ 複数の学年を閉鎖した場合は、学校閉鎖を検討

➡ 感染が広がっている可能性が高い場合は各種閉鎖を判断

- ・ 令和3年10月1日、緊急事態宣言（3回目）解除以降陽性者発生時の初期対応（臨時休業）を徹底し、教育活動を実施した。

(4) 令和4年度

ア 感染状況を踏まえた県立学校の臨時休業の目安の改正

- ・ 令和4年10月13日、感染状況を踏まえ、「県立学校における当面の臨時休業の目安」を改正し、当該学級閉鎖の目安を「陽性者等が学級の10%以上いる場合」等とした。

(1) 学級閉鎖

陽性者が在籍する学級の児童生徒数により適用する目安を下表のとおりとし、以下の目安に該当する場合は、学級閉鎖を実施する。当該期間は5日間程度を目安とする。

| 児童生徒数 | 目安   |
|-------|--|
| 21人以上 | 同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が合わせて10%以上いる場合            |
| 20人以下 | 同一学級において、2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が複数いる場合 |

(5) 令和5年度

ア 5類感染症移行に伴う県立学校の臨時休業の目安の改正

- ・ 令和5年4月28日、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行されることに伴い、臨時休業の目安を改正し、学級閉鎖の目安を「同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合」とした。

(6) 年度別臨時休業措置件数

| ○ 新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置件数 |                 |      |      |        |
|---------------------------|-----------------|------|------|--------|
| 令和2年度                     |                 | 学校閉鎖 | 学年閉鎖 | 学級閉鎖   |
|                           | 小学校             | 62件  | 29件  | 61件    |
|                           | 中学校             | 49件  | 18件  | 33件    |
|                           | 高等学校            | 12件  | 8件   | 13件    |
|                           | 特別支援学校          | 3件   | 3件   | 1件     |
| 令和3年度                     |                 | 学校閉鎖 | 学年閉鎖 | 学級閉鎖   |
|                           | 小学校             | 72件  | 348件 | 3,010件 |
|                           | 中学校             | 25件  | 114件 | 765件   |
|                           | 高等学校            | 2件   | 69件  | 460件   |
|                           | 特別支援学校          | 3件   | 55件  | 277件   |
| 令和4年度                     |                 | 学校閉鎖 | 学年閉鎖 | 学級閉鎖   |
|                           | 小学校             | 31件  | 381件 | 2,793件 |
|                           | 中学校             | 14件  | 143件 | 1,083件 |
|                           | 高等学校            | 6件   | 82件  | 1,263件 |
|                           | 特別支援学校          | 1件   | 22件  | 213件   |
| 令和5年度                     | <b>R5.5.7時点</b> | 学校閉鎖 | 学年閉鎖 | 学級閉鎖   |
|                           | 小学校             | 0件   | 2件   | 1件     |
|                           | 中学校             | 1件   | 0件   | 0件     |
|                           | 高等学校            | 0件   | 1件   | 6件     |
|                           | 特別支援学校          | 0件   | 0件   | 1件     |

3 実施上の課題と対応

一斉臨時休業を実施するに当たっては、休業期間が長期間に渡ることも想定し、保護者の状況を踏まえ、特に小中学校や特別支援学校の児童生徒の居場所の確保を検討する必要があった。そのため、各学校においては登校日の設定や、教室の開放による居場所として児童生徒の学校での受け入れを行った。

#### 4 ICTの活用

ウェブ上で、日々、各家庭に児童生徒の体温などの健康状態や出欠席について入力してもらうことで、学校における健康観察と合わせ、児童生徒の健康状態を適切に把握し、陽性者発生等に伴う臨時休業措置等の初期対応を迅速に行った。

#### 5 広報・関係機関への周知

県立学校及び市町村教育委員会に対し、通知により周知した。一斉臨時休業実施にあたっては、子供の居場所の確保に向けて放課後児童クラブなどに市町村教育委員会などから学校における取組を共有し、連携を図った。

#### 6 自己評価

一斉臨時休業の際にも、登校日等の設定により児童生徒の学びの継続や居場所の確保に一定の配慮ができたほか、特別支援学校を一定期間継続したことにより保護者負担の軽減が図れた。

学校ごとの臨時休業については、本県として臨時休業の目安を定め、学級閉鎖等の臨時休業を迅速かつ的確に措置でき、初期対応の徹底が図れた一方、近隣都県との間で目安に差異が生じ、保護者への説明に苦慮した。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

一斉臨時休業は、保護者の在宅が必要となり、外出の自粛やテレワークの促進などの社会経済活動の制限と整合する必要がある。また、学校生活から離れることによる児童生徒の様々な影響を十分に考慮する必要がある。今後は、コロナ禍において整備が進んだ1人1台パソコン環境の活用による学びの保障を進めつつ、一斉臨時休業の実施はより一層慎重に判断すべきである。

各学校の臨時休業措置に関しては、国において感染症の特性等を踏まえた目安を示すべきである。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2年2月28日付け元文科初第1585号）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について（2月28日時点）」（令和2年2月28日付け文部科学省事務連絡）



- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け元文科初第1598号）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日 Ver.1。令和5年5月8日最終改正 文部科学省事務連絡）」
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について」（令和2年5月7日。以降随時改定。文部科学省事務連絡）」
- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（令和3年8月27日。令和5年5月8日最終改正 文部科学省事務連絡）」

## 9 事業費・財源

なし

## 10 5類移行に伴う対応

### (1) 5類感染症移行に伴う県立学校の臨時休業の目安の改正

令和5年4月28日、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行されることに伴い、臨時休業の目安を改正し、学級閉鎖の目安を「同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合」とした。

### (2) 5類移行後の臨時休業措置件数（令和5年5月8日～9月末日まで）

○ 5類移行後の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置件数

| 令和5年度 | R5.9.30時点 | 学校閉鎖 | 学年閉鎖 | 学級閉鎖 |
|-------|-----------|------|------|------|
|       | 小学校       | 2件   | 40件  | 275件 |
|       | 中学校       | 2件   | 43件  | 224件 |
|       | 高等学校      | 12件  | 47件  | 321件 |
|       | 特別支援学校    | 0件   | 3件   | 21件  |



## 学校における感染防止対策

### 1 概要

学校における感染防止対策や感染症が発生した場合の対応等について、国の通知等を学校に周知するとともに、県として感染防止対策ガイドライン等を策定し、学校において適切な感染症対策を実施した。実施に当たっては、児童生徒・保護者向けのリーフレットなどを作成し、学校と家庭の連携を図った。

各学校においては、メリハリのあるマスクの着用、エアロゾル対策としての効果的な換気等を徹底し、感染防止対策に取り組んだ。また、ワクチン接種に対する適切な情報提供を行うとともに、接種を希望する児童生徒が接種しやすい環境を整えた。

各学校において感染が広がるおそれがある場合などは臨時休業措置などの初期対応を迅速に行うことで感染拡大防止を図った。また、感染症対策の専門家による学校訪問やeMAT for schoolを行い、学校における感染拡大事例の原因等に対する専門家の意見を得て、各学校に共有することで、学校での感染防止対策に活かした。

加えて、国の学校保健特別対策事業費補助金等を活用し、学校に対して感染症対策の強化に必要な保健衛生用品や換気関係機器等の予算を確保・執行することで、学校における感染症対策を適切に実施した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 令和元年度

- ・令和2年2月27日、内閣総理大臣より3月2日から全国の学校で一斉臨時休業をするよう要請する方針が示された。(報道)。
- ・令和2年2月28日、「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けたことを踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症発生時の報告について整理し、『「感染症及び食中毒の発生報告」の一部変更について」により、学校において感染が確認された場合の報告手順等について通知した。
- ・令和2年3月2日、県立特別支援学校を除く県内の学校で一斉臨時休業を実施した。
- ・令和2年3月24日、文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が発出され、同年3月19日に出された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた学校の感染症対策が示された。また、「新型コロナウイルス感染症に対応した

臨時休業の実施に関するガイドライン」により、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の衛生主管部局との連携を含めた考え方等が示された。

- ・ 令和2年3月26日、県としてこれらの通知等を踏まえ、「学校の再開に向けた準備方針」を策定し、基本的な感染症対策等について周知した。

・ 学校の再開に向けた準備方針（抜粋）

○ 基本的な感染症対策

(1) 基本的感染対策の徹底

- ・ 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に避ける。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ・ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- ・ 健康観察を徹底して行う。（生徒及び教職員の毎朝の検温）

(2) 発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- ・ 自宅で休養させる。
- ・ 登校していた場合は、別室に待機後、帰宅させる。

(3) 適切な環境の保持

- ・ 教室のこまめな換気を行う。
- ・ 昇降口等に消毒設備（アルコール消毒液など）の設置や、定期的な消毒（ドアノブなど、多数の者が触れる場所を中心に）を行う。

(4) 来校者には、氏名や来校時間、連絡先等を記入させる。

○ 臨時休業の実施にかかる考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること。

(1) 令和2年度

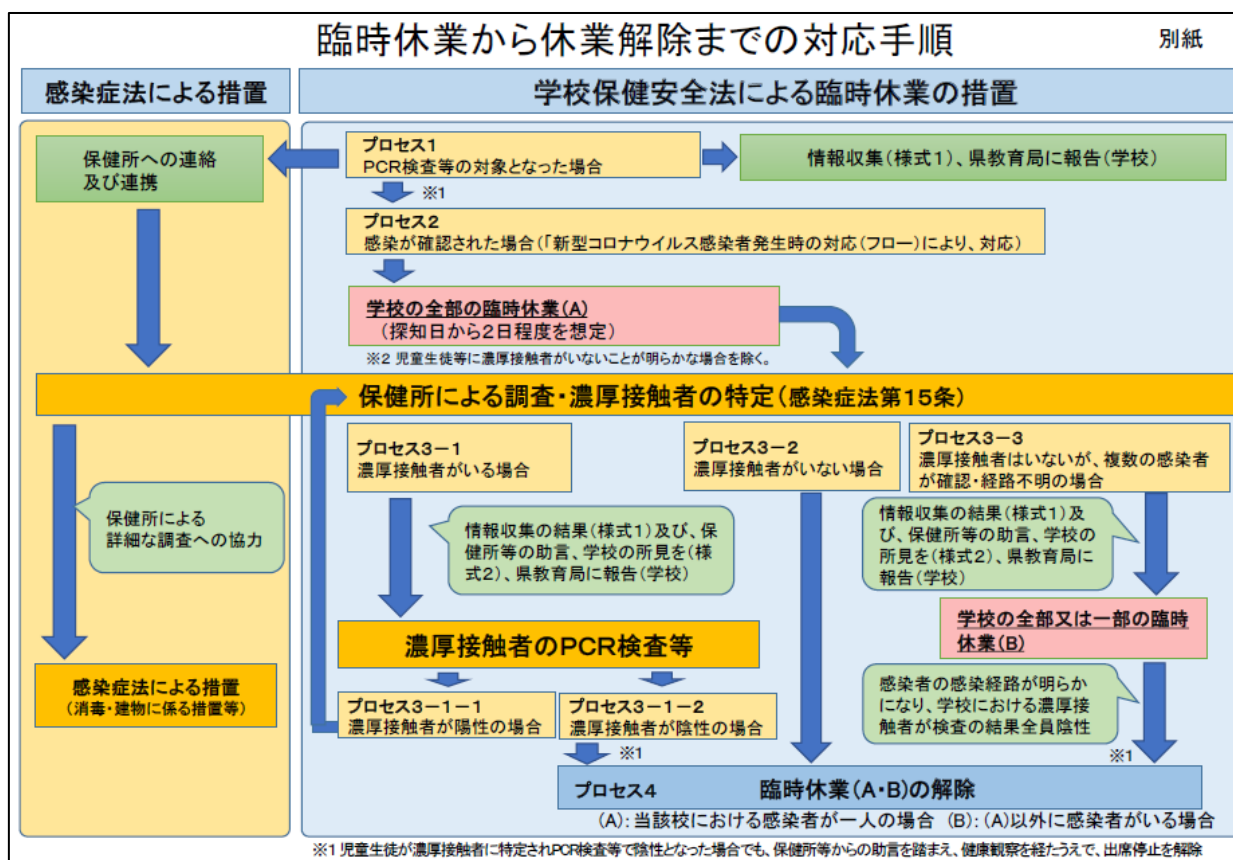
- ・ 令和2年5月22日、「県立学校版 学校再開にむけたガイドライン（Ver.1）」及び「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開にむけたガイドライン（Ver.1）」を発出。県立中学校・高等学校について、令和2年6月1日から県立学校について分散登校・時差通学を活用しながら

ら段階的に学校を再開する旨を通知するとともに、「彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言」(資料1)を策定し、学校再開にあたっての感染症対策の周知・徹底を図った。

- ・令和2年5月22日、文部科学省策定「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)」を各学校あて通知。

※ 以後、各種マニュアル・ガイドラインは順次改訂・更新。

- ・令和2年6月12日、「県立学校の通常登校の開始について」を通知し、同年6月22日より通常登校を再開する旨を通知した。
- ・令和2年6月16日、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の考え方について」を通知し、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者の発生に伴う臨時休業の実施時の対応プロセス等を示した。



- ・令和2年8月28日、感染症対策リーフレット「2学期を元気に過ごすための4つの約束」(資料2)を作成し、児童生徒・保護者に配布。
- ・令和2年10月21日、広域感染症疫学・感染制御学等の専門家による学校における新型コロナウイルス感染症の疫学解析(現地調査)を実施。陽性者の発症日や行動歴等を踏まえ、感染伝播の推察を行い、感染拡大事例

- に対する考察と教訓を各学校に共有。
- ・令和2年12月2日、感染症対策リーフレット「コロナの冬を元気に乗り越えるための5つの徹底」（資料3）を作成し、児童生徒・保護者に配布。
  - ・令和3年1月7・8日、「緊急事態宣言に伴う学校の対応について」を通知。県立学校における学校運営の基本方針「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」と定め、感染予防の更なる徹底を図った。

**緊急事態宣言に伴う教育関係の対応** ①

**県立学校における学校運営の基本方針**

感染防止対策を徹底しながら**教育活動を継続**する

**[ 学校における対応 ]**

① **感染予防の更なる徹底**

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 授業等における**合唱・調理実習等の中止**
- オンライン学習の活用
- 食事中的**会話禁止**（会話は食事後にマスクを付けてから）

- ・令和3年3月5日、「緊急事態宣言の期間延長に伴う学校の対応について」を通知。新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシートを配付・活用することで、基本的な感染症対策の更なる徹底を図った。
- ・令和3年3月19日、「緊急事態宣言解除後の学校の対応について」を通知。引き続き、学校運営の基本方針に基づき、感染予防等の徹底を図った。

(3) 令和3年度

- ・令和3年4月19日、「まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応について」を通知。引き続き、学校運営の基本方針に基づき、感染予防や登下校時の3密の回避等の徹底を図った。
- ・令和3年4月20日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～」を発出。
- ・令和3年4月20日、感染症対策リーフレット「ゴールデンウィークを迎えるにあたり」（資料4）を作成し、児童生徒・保護者に配布。



- ・令和3年6月11～18日、感染症対策の専門家による学校訪問（県立学校3校）を実施。主に部活動時における感染防止対策に着目して専門家からのアドバイス等をもらう。訪問結果は各学校に通知するとともに、県教育委員会ページに公開し、活用した。
- ・令和3年6月22日、文部科学省からの「抗原検査簡易キット配布」を受け、希望する学校に簡易キットを配付（1回目）。  
なお、用途が限定的（登校後に発熱等の風邪の症状がある場合で、直ちには医療機関を受診できない場合等）であり、その利用は限定的であった。
- ・令和3年7月12日、感染症対策リーフレット「夏休みを迎えるにあたり」（資料5）を作成し、児童生徒・保護者に配布。
- ・令和3年7月29・30日、「緊急事態宣言に伴う学校の対応について」を通知し、改めて基本的な感染防止対策の徹底を図った。
- ・令和3年8月30日、「県立学校における当面の臨時休業等の目安について」を発出。保健所による積極的疫学調査等が実施されない場合の臨時休業の目安を周知した。

## 県立学校における学級閉鎖等の目安について

### ① 学級閉鎖

#### ➤ 同一学級内に2名の陽性者が発生 → 5日間程度を学級閉鎖

##### ◆ 陽性者が1名であっても、学級閉鎖とすることが適切である場合

- ① 周囲に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる
- ② 複数の濃厚接触者相当の者がいる
- ・学級閉鎖の間に、有症状者や濃厚接触者相当の児童生徒を確認
- ・出席停止が適当と考えられる児童生徒を除き、学校医の助言も踏まえ授業を再開
- ・学級閉鎖期間中に新たな陽性者が複数発生した場合等は、期間の延長を検討

### ② 学年閉鎖・学校閉鎖

#### ➤ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ学校医の助言を参考に個別に判断

- ・複数の学級を閉鎖した場合は、学年閉鎖を検討
  - ・複数の学年を閉鎖した場合は、学校閉鎖を検討
- ➡ 感染が広がっている可能性が高い場合は各種閉鎖を判断

- ・令和3年9月8日、文部科学省からの「抗原検査簡易キット配布」を受け、希望する学校に簡易キットを配付（2回目）。
- ・令和3年9月8日、「eMAT for school」による県立学校への支援開始。
- ・令和3年9月27日、埼玉県ワクチン接種センターの対象年齢拡大を受

- け、児童生徒・保護者に対してチラシ（資料6）を作成・配付し、学校における新型コロナワクチン接種に対する正しい理解の促進を図った。
- ・令和3年10月1日、感染症対策の専門家によるオンライン相談「eM A T for school」の活用開始。
- ・令和3年12月15日、「変異株に備えた学校における集団感染防止対策について」を通知。また、感染症対策リーフレット「コロナに負けず、冬休みを元気に過ごそう！」（資料7）及び「感染予防の『かきくけこ』」（資料8）を作成し、児童生徒・保護者に配布。
- ・令和4年1月20日、「まん延防止等重点措置に伴う学校の対応について」を通知。オミクロン株を由来とする感染が学校において急拡大していることを踏まえ、感染防止対策等の周知・徹底を図った。（同年1月25日一部強化）

### まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応

※ 特別支援学校については実情に応じて適切に対応

|   |  |
|---|--|
| <p><b>1 授業</b><br/><b>ハイリスクの活動における感染防止対策の徹底等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 歌唱・調理実習・実験等における感染防止対策を徹底</li> <li>➢ 必要に応じて始業時間を繰り下げ・直行直帰を徹底</li> </ul> <p><b>2 学校行事</b><br/><b>実施について慎重に判断</b></p> <p>① 修学旅行等の校外行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を判断</li> </ul> <p>② 卒業式等その他の学校行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原則児童生徒・教職員で実施(保護者の参加は1名まで)</li> </ul> <p><b>3 入学者選抜</b><br/><b>国の方針等を踏まえ、対策を講じて実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策を徹底した上で実施</li> <li>➢ 陽性者・濃厚接触者等への対応策を講じて実施</li> </ul> | <p><b>4 部活動</b><br/><b>ハイリスクの活動を回避・校外活動を制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く</li> <li>➢ 飛沫感染の高い活動（大きな発声・身体接触を伴う等）は禁止 ※</li> <li>➢ 校外活動（練習試合・合同練習等）は禁止 ※</li> <li>➢ 県外の公式大会等に参加する場合は、PCR検査等を受けるよう周知</li> <li>➢ 陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止</li> </ul> <p><b>5 臨時休業</b><br/><b>迅速かつ適切な学級閉鎖等の臨時休業を措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保健所との情報共有と連携（出席停止、学級閉鎖等を迅速に判断）</li> <li>➢ 臨時休業の目安を適用</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ <b>引き続き基本的な感染防止対策を徹底</b></p> <p>例1) 発熱等の風邪症状のある者について、登校・出勤自粛の徹底</p> <p>例2) 正しいマスク着用、ゼロ密、換気（教室・体育館等）、手洗い等の徹底</p> <p>例3) 各場面（食事・更衣・部室等）における対策の徹底</p> </div> |
|---|--|

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請  
 ※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）

- ・令和4年3月7日、新年度を迎えるに当たり、感染症対策リーフレット「コロナに負けるな『さしすせそ』」（資料9）を作成し、児童生徒・保護者に配布。
- ・令和4年3月17日、埼玉県養護教諭会とともに、「学校における新型コロナウイルス感染防止対策且つ動実践事例集～養護教諭の取組を中心として～」を作成・配布。





#### (4) 令和4年度

- ・令和4年4月27日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」を発出。また、高等学校の部活動における感染拡大事例を踏まえ、感染症対策リーフレット「改めて…自分事と捉え行動しよう！」(資料10)を作成し、高等学校の生徒・保護者に配布。
- ・令和4年5月26日、文部科学省通知を受け、「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を通知。
- ・令和4年6月10日、文部科学省通知を受け、「夏季における児童生徒のマスクの着用等について」を通知。また、熱中症のリスクが高まる夏季を迎えるにあたり、マスクに関するリーフレット「マスクの着脱、メリハリつけて！」(資料11)を作成し、児童生徒・保護者に配布。
- ・令和4年7月14日、文部科学省通知を受け、「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策等について」を通知。感染症対策リーフレット「暑さとコロナに負けない夏休みの心得」(資料12)を作成し、児童生徒・保護者に配布。
- ・令和4年7月19日、「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」を通知。令和4年7月14日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会資料「感染拡大防止のための効果的な換気について」を踏まえ、二酸化炭素濃度測定器(CO<sub>2</sub>センサー)、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機の活用等を周知。

### 県立学校の対応 ～ 夏季休業を迎えるにあたって ～

#### 学校における感染防止について改めて周知徹底

##### 1. 基本的な感染防止対策

- 体調不良者等の自宅療養の徹底(補習等での登校自粛の徹底)
- 日々の健康観察の徹底(体調不良者等の把握)
- 手洗い・適切なマスクの着脱
- 教室内等の換気の徹底(エアコン使用時も換気を実施)

##### 2. 部活動(県のガイドラインを遵守)

- 陽性者発生時の活動停止等の初期対応の徹底
- 健康管理の一層の徹底(体調不良の際は参加禁止)
- 活動場所の換気・飛沫感染防止対策の徹底
- 更衣・休憩場面、活動前後、登下校時の感染防止対策の徹底
- 陽性者発生時(活動停止・大会参加)の無料検査受検の推奨

##### 3. 合宿(県のガイドラインを遵守)

- 合宿地の感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に判断
- 合宿前の陽性者発生:活動停止期間に実施される合宿は中止
- 合宿中の陽性者発生:速やかに活動を中止
- 県外での合宿・大会参加前の無料検査受検の推奨

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況や児童生徒の発達段階等を考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請(総務部)

##### 4. 教職員・児童生徒のワクチン接種等

- 教職員(小・中・高・特支)の接種を促進
- 希望する児童生徒が安心して接種できる環境と適切な配慮
- 差別やいじめ等の防止のための適切な配慮
- 県立学校教職員の夏季休業明け前の抗原定性検査の実施

##### 5. 熱中症対策

- 適切な水分補給や健康観察
- 熱中症警戒アラート等を活用した注意喚起
- 熱中症リスクの高い高温時の運動等の原則中止
- 運動(部活動や体育の授業)や登下校時のマスクを外す指導の徹底

##### ◆ 保護者(家庭)への協力依頼

- 健康観察の徹底と体調不良時の登校自粛の徹底
- 学校への速やかな連絡・報告の徹底
- 基本的感染防止対策の徹底
- 規則正しい生活習慣の徹底
- 外出時における直行直帰の徹底
- 会食中におけるマスク無しでの会話の自粛
- 運動や登下校時にマスクを外す



- ・令和4年7月28日、「夏季休業明け前における教職員への検査の実施について」を通知。夏季休業明けの感染拡大防止を目的として教職員を対象とした抗原定性検査キットによる検査を実施。
- ・令和4年9月5日、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」を通知。
- ・令和4年10月3日、「感染防止取組推進キャンペーン」を開催。感染防止対策に関するディスカッションの実施や公式キャッチフレーズの募集を通じ、児童生徒の感染防止意識の向上を図ることで、一人一人が自主的に考え、行動することを推進。
- ・令和4年10月13日、「県立学校における当面の臨時休業等の目安について」を一部改正し、学級閉鎖の目安を「陽性者が発生し、かつ、体調不良者と合わせて10%以上いる場合」とした。

#### (1) 学級閉鎖

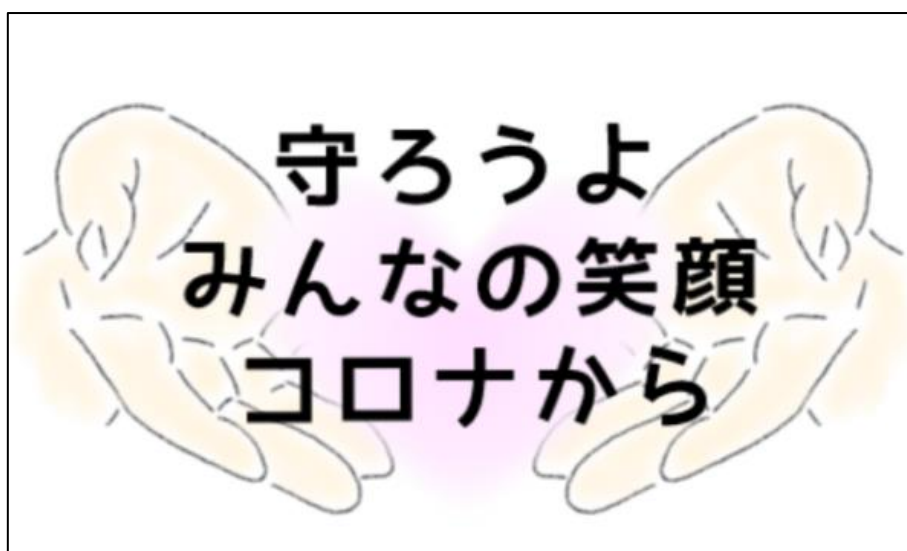
陽性者が在籍する学級の児童生徒数により適用する目安を下表のとおりとし、以下の目安に該当する場合は、学級閉鎖を実施する。当該期間は5日間程度を目安とする。

| 児童生徒数 | 目安   |
|-------|--|
| 21人以上 | 同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が合わせて10%以上いる場合            |
| 20人以下 | 同一学級において、2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が複数いる場合 |

- ・令和4年11月9日、「冬季における新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に備えた感染防止対策の徹底について」を通知。同時流行を見据えた学校の感染防止対応等について周知。

| インフルエンザとの同時流行を見据えた感染対策(県立学校の対応)について              |  |
|--|--|
| 第65回埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和4年10月28日開催）<br>資料（抜粋） |  |
|  | 対 応  |
| ■ 学校行事の際の適切な感染防止対策                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体調不良者等の登校・参加自粛の徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行事前の健康観察の強化（児童生徒の意識向上と保護者の協力）</li> </ul> </li> <li>■ CO<sub>2</sub>モニター・サーキュレータ等を活用した換気の徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行事会場・バス内等でのCO<sub>2</sub>モニターによる換気の管理</li> <li>➢ 定期的な換気時間の設定</li> </ul> </li> <li>■ 「感染防止取組推進キャンペーン」の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生徒の主体的な感染防止対策等に関する好事例の周知・共有・活用</li> <li>➢ 修学旅行、イベントや大会等における生徒主体の感染防止対応策の推進</li> </ul> </li> </ul> |
| ■ 専門家による換気等の感染防止対策講習会                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「換気等の感染防止対策講習会」の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 教職員を対象とした専門家による講習動画の作成</li> <li>➢ 講習動画を活用した講習会の実施</li> </ul> </li> </ul>  |

- ・令和4年11月21日、保健医療部と連携し、高校3年生に対するワクチン接種支援策としてワクチンバスによる出張接種実施を決定（県立学校4校）。
  - ・和光国際高校（和光市）
  - ・秩父農工科学高校（秩父市）
  - ・松山高校（東松山市）
  - ・春日部高校（春日部市）
- ・令和4年12月2日、「マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について」を通知。マスク啓発リーフレット「マスクをつけている人もマスクをつけていない人も」（資料13）を作成し、児童生徒・保護者へ配布。改めて感染症対策としてのメリハリのあるマスクの着脱等を周知。
- ・令和4年12月2日、「『感染防止取組推進キャンペーン』に係る公式キャッチフレーズについて」を通知。公式キャッチフレーズは「守ろうよ みんなの笑顔 コロナから」に決定。



- ・令和4年12月19日、「冬季休業期間における新型コロナウイルス等感染症対策について」を通知。感染症対策リーフレット「感染防止の『まみむめも』」（資料14）を作成し、児童生徒・保護者へ配布。
- ・令和5年2月13日、「卒業式における対応の変更等について」を通知。文部科学省通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」を踏まえ、「児童生徒及び教職員については式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること」等を周知。
- ・令和5年3月17日、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」を通知。文部科学省通知を受け、令和5年4月1日以降は「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること」等を周知。また、引き続きの効

果的な換気の実施について周知。

- ・ 令和5年3月23日、「学年末・春季休業期間及び新学期における新型コロナウイルス等感染症対策について」を通知。マスク啓発リーフレット「学校生活もマスク不要が基本となりました」（資料15）を作成し、児童生徒・保護者へ配布。新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等について」を通知。文部科学省通知を受け、令和5年4月1日以降は「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること」等を周知。また、引き続き、効果的な換気を実施するよう周知。
- ・ 令和5年3月31日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」を発出。

#### (5) 令和5年度

- ・ 令和5年4月28日、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を通知。学校保健安全法施行規則の一部改正により、感染した児童生徒の出席停止期間の基準が「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」と規定されること等を周知。
- ・ 令和5年4月28日、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を通知。文部科学省通知で示された「感染が落ち着いている平時においては、児童生徒の健康状況の把握、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導以外の特段の感染症対策を講じる必要がないこと」等を通知。

#### 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること

併せて、臨時休業の目安を改正し、学級閉鎖の目安を「同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合」とした。

- ・令和5年5月8日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」(令和5年5月8日改定)を発出。今後の感染症対策等を周知。

### 3 実施上の課題と対応

学校において適切な感染症対策を実施するためには、教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、学校医や学校薬剤師と連携して取り組む必要がある。また、学校における感染拡大防止を図るには、児童生徒一人一人が自主的に考え、行動できるよう指導することと合わせ、児童生徒の健康状況の把握や登校可否の判断等における家庭の協力が不可欠である。

そのため、体調不良者の登校自粛、メリハリのあるマスクの着用、換気の実施などの学校における感染症対策の考え方や具体的な取組、出席停止や臨時休業等の制度などについて、特に児童生徒・保護者に対してはわかりやすく取組等を伝え、理解・協力を得ることが重要であることから、県独自に感染症対策リーフレット等を作成・配布した。また、作成したリーフレット等は県教育委員会ホームページに掲載し、広く周知を図った。

また、県立学校から県教育委員会へは、学校保健安全法に基づく、臨時休業措置の報告(措置前日)、出席停止の人数報告(月例)以外に、陽性者発生時に個人毎に発症日・陽性判明日・感染経路等の詳細な情報の報告(随時)を求めており、学校における聞き取り等の負担が増加した。この報告は市町村教育委員会にも県教育委員会への提出を依頼した。

### 4 ICTの活用

県のホームページを活用した情報提供を行った。また、効果的な換気の実施に向けた教職員向けの動画を作成し、各学校で研修を実施した。

### 5 広報・関係機関への周知

県立学校及び市町村教育委員会に対し、通知により周知した。また、実施に当たって、児童生徒・保護者向けのリーフレットなどを作成し、各学校で配布するとともに、県及び各学校のホームページに掲載し情報提供を行った。

## 6 自己評価

学校と家庭が連携した感染症対策は一定程度図れたが、マスク着用について、感染防止対策となり得る科学的根拠が不足したことから、メリハリのある着脱に関して十分な理解を得ることが難しかった。

児童生徒を含む若年層のワクチン接種率は比較的低い推移であったとともに、感染者の絶対数が多い時期には医療機関での迅速な検査が受けられない状況もあった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

感染症の特性等の知見が得られた際には、速やかに情報提供するとともに、マスクの着用については、熱中症を含めた児童生徒への様々な健康影響について、エビデンスに基づき、必要な対応方針を速やかに示すべきである。

国においてワクチン接種に関する正しい情報を積極的に広報するとともに、感染症流行初期段階で、国の責任において県立学校に一定の検査キットを配備すべきである。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）
- ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号。）（令和5年4月28日公布。令和5月8日施行）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日付け文部科学省事務連絡（最終改正 令和5年5月8日））」
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について」（令和2年5月7日付け文部科学省事務連絡（以降随時改定））」
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）」（令和3年1月8日付け2文科初第1462号（以降随時改定））」
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1769号（以降随時改定））」
- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を

踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月28日付け文部科学省事務連絡）

- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」（令和4年2月2日付け文部科学省事務連絡）
- ・「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和4年3月17日付け文部科学省事務連絡（以降随時改定））
- ・「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け文部科学省事務連絡）
- ・「夏季における児童生徒のマスクの着用について」（令和4年6月10日付け文部科学省事務連絡）
- ・「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（令和5年2月10日付け4文科初第2153号）
- ・「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月17日付け4文科初第2507号）

## 9 事業費

### （1）令和2年度

事業名 「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」  
予算額 令和2年度6月補正 628,663千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

事業名 「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」  
予算額 令和2年度2月補正 424,404千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

### （2）令和3年度

事業名 「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」  
予算額 令和3年度当初 198,963千円  
財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 学習保障（3密回避のICT機器など）



事業名 「学校等における感染症対策等支援事業」  
予算額 令和3年度2月補正 487,800千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

(3) 令和4年度

事業名 「感染症流行下における学校教育活動体制整備事業」  
予算額 令和4年度2月補正 424,404千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 発生対応支援（感染症対策用物品の補充等）、換気対策

10 5類移行に伴う対応

- ・ 令和5年4月28日、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を通知。学校保健安全法施行規則の一部改正により、感染した児童生徒の出席停止期間の基準が「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」と規定されること等を周知。
- ・ 令和5年4月28日、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を通知。文部科学省通知で示された「感染が落ち着いている平時においては、児童生徒の健康状況の把握、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導以外の特段の感染症対策を講じる必要がないこと」等を通知。

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
  - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
  - ・ 適切な換気の確保
  - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
  - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること

併せて、臨時休業の目安を改正し、学級閉鎖の目安を「同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合」とした。



- ・令和5年5月8日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」(令和5年5月8日改定)を発出。国の省令改正や衛生管理マニュアル改定を踏まえ、ガイドラインを改定し、通知した。
- ・令和5年6月、以下の事項について国に要望した。
  - ①新たな変異株等の発生時は、当該感染症の特性等の知見の収集及び情報提供を行うとともに、特性等を踏まえた臨時休業の目安、児童生徒の出席停止の考え方及び学校教育活動に対する制限等、必要な対応方針をエビデンスに基づき速やかに示すこと。
  - ②特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、運行台数の増便等を行うための財政措置を継続的に行うこと。
- ・令和5年6月8日、全国的に学校行事における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染拡大事例が頻繁に発生したことを踏まえ、「学校行事実施時の基本的な感染防止対策の徹底について(通知)」を発出。各学校に注意喚起を行うとともに、文化祭等の学校行事実施時に留意すべき事項を具体的に通知した。
- ・令和5年6月14日、県立高校において文化祭後に大規模な感染拡大事例が発生し、県立高校2校に対する学校閉鎖措置を余儀なくされたことから、「学校行事等における感染拡大の防止について(通知)」を発出。学校閉鎖を措置した学校の行事実施状況等を踏まえ、改めて留意すべき事項を示し、基本的な感染防止対策を徹底するよう通知した。
- ・令和5年6月16日、「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について(通知)」を発出。新たな変異株の発生など今後の感染拡大に備え、国の通知等の「地域や学校において感染が流行している場合」について、県立学校における感染流行時への移行に係る考え方を予め示すとともに、感染が流行している場合に学校において活動場面に応じて一時的に講じることが考えられる対策の検討・実施について通知した。
- ・令和5年7月18日、「学校行事実施における感染防止の工夫及び対策の徹底について(通知)」を発出。夏季休業明けに多くの県立学校で文化祭、体育祭などの学校行事が実施されることを踏まえ、行事の準備段階から各学校の実情に合わせた効果的な感染防止対策が実施されるよう、検討できる具体的な工夫・対策を例示した。
- ・令和5年7月26日、「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の対応への移行について(通知)」を発出。県全体の感染状況から、予め示した考え方にに基づき、感染流行時の対応に移行し、学校に対して注意喚起を行うとともに、「感染流行時」の対策について各学校の実情に応じて検討・実施を行うよう通知した。

- ・令和5年8月23日、「夏季休業明けの県立学校の感染拡大防止について（通知）」を発出。県全体の感染が増加傾向にあることから、夏季休業終了後の学校再開に当たり、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の徹底を通知した。
- ・令和5年9月8日、「学校行事等における感染拡大の防止について（通知）」を発出。9月第1週に文化祭を実施した学校において感染拡大事例が頻出したことから、学校において感染が拡大したケースを大きく3つのケースに分け、特に注意がすべき場面と対策例を示した。また、保健医療部と連携し、「イベントでの感染対策のお願い」の報道発表を行い、県民に対して、学校行事を含むイベントに来場する際の基本的な感染防止対策への協力を呼び掛けた。
- ・令和5年9月15日、9月20日から新型コロナワクチンの「秋開始接種」が開始されるに当たり、県立学校及び市町村教育委員会に対して周知を行った。

## 彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言

(別紙 1)

【全校種共通事項：教職員用】

### I 家庭と学校が連携した健康管理の徹底

#### ○朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認

- ・家庭での検温・健康観察等の徹底を依頼、同居家族の状況の把握
- ・健康観察カードへの必要事項の記入を依頼

#### ○登校後の体調不良児童生徒への対応の構築

- ・SHR等でのカード等による健康観察の実施
- ・検温等を未実施の児童生徒には、健康観察を実施
- ※ 発熱等の症状が認められた場合は、保護者に連絡の上、帰宅させる  
(帰宅困難な場合は、安全に帰宅できるまでの間、他の者との接触を避け、別室で待機させる)

### II マスク着用の徹底

#### ○マスクの着用の徹底

- ・登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる
- ・特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる
- ※ 熱中症の防止対策として、児童生徒にはこまめに水分補給をさせ、健康状態を把握する

### III 「3つの密」の回避の徹底

#### ○換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底 (こまめに換気)

- ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する
- ・エアコンの使用時も換気を行う
- ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

#### ○多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離 (1m以上) の確保

- ・不必要な身体接触を避ける (握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
- ・並び方や座席の配置等を工夫する (1m以上の間隔を開ける)
- ・学年集会などにおいても、身体的距離を確保する (広いスペースが確保できる場所)

#### ○近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- ・授業時や昼食時は、対面にならないようにする
- ・廊下や階段における接触を避けるため、校舎内の通行方法 (左側通行など) を定める
- ・来客者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

### IV 手洗い等の徹底

#### ○流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- ・手洗いのタイミング ⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食 (昼食) の前後など
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない
- ・必要に応じて手擦消毒液を活用する

### V 環境衛生管理の徹底

#### ○児童生徒が触れる共用箇所 (ドアノブ、手すり、スイッチなど) の1日1回以上の消毒

- ・消毒用エタノールだけでなく、入手しやすい次亜塩素酸ナトリウム液も積極的に活用する

#### ○児童生徒による清掃時の留意点

- ・清掃時は、マスクをすするとともに私語をしないで取り組ませる
- ・清掃後には石けんによる手洗いを行う
- ・体調不良者用の部屋やトイレは、児童生徒には清掃させない

資料2 (令和2年8月28日)

児童・保護者の皆様へ 埼玉県教育委員会

**2学期を元気に過ごすための4つの約束**

**1 毎朝、健康観察を行います**

○ 体調が悪い時は、学校には登校しません

○ 登校した後体調が悪くなった時は、すぐに先生に伝えます

【保護者の方へ】感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、ご家族の体調が悪い時にも、お子様の登校を控えていただくようお願いいたします。

**2 石けんを使ってしっかり手を洗います**

○ 外から教室に入る時

○ 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時

○ 給食の前後

○ 掃除の後 ○ トイレの後

○ みんなで使うものをさわった後

【保護者の方へ】洗った後に手を拭くための清潔なタオル・ハンカチを、毎日お子様に持たせてあげてください。

1 2

3 4

**3 暑い時、周りの人と離れている時、  
体育の時間は、マスクをはずしません**

○ 体調が悪くなる前にマスクをはずしません

○ 咳やくしゃみをする時には、ハンカチやティッシュで口と鼻をおおいます

【保護者の方へ】給食当番、清掃時、話合いの時間などでマスクを着用する場面もありますので、清潔なマスクを毎日お子様に持たせてください。

**4 熱中症にならないように気をつけます**

○ 涼しい服装を心がけます

○ 日陰や帽子・日傘を利用します

○ 水分・塩分補給をします

○ 活動前の健康観察を行います

○ 具合が悪くなった場合は活動を中止します

【保護者の方へ】早寝早起き朝ごはんなど、規則正しい生活を心がけることで熱中症が予防されます。ご家庭でもご指導ください。

保護者の皆様へ：新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。ご家族の中で新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された、あるいはPCR検査を受けることになった際には、必ず学校へ連絡をするようお願いいたします。 (令和2年8月)

資料3 (令和2年12月2日)

児童・保護者の皆様へ 彩の国 埼玉県

**コロナの冬を元気に乗り越えるための5つの徹底**

**(1) 規則正しい生活をします**

○ 早寝・早起き・朝ごはん

○ 適度な運動・休養

○ コロナに負けない体づくりをしよう

**(2) 毎朝、健康観察を行います**

○ 体調が悪い時は、学校には登校しません (友達との遊びも控えます)

★保護者様へ：新型コロナウイルスが流行している時は、ご家族の体調が悪い時にも、登校を控えていただくようお願いいたします

**(3) マスクを  
つけます**

○ 飛沫(つば)の中に含まれているウイルスが、飛び散らないようにします

○ 運動をする時にはマスクを外しますが、着替える時、おしゃべりする時はマスクをつけます

**(4) 石けんと流水を  
使ってこまめに手を洗います**

○ 手についたウイルスを、石けんと流水で洗い流します

○ 外から帰った時、食事の前後、トイレや掃除の後、みんなで使う物を触った後に、手を洗います

**(5) 空気の  
入れ替えをします**

○ 新鮮な空気を部屋に入れ、ウイルスを外に追い出します (部屋の窓を2か所開けると効率良く換気できます)

○ 冷たい風が、直接当たらないよう気をつけましょう

○ 湿度も適度に保ちましょう

**保護者の皆様へ**

毎日、感染防止対策にお取り組みいただきありがとうございます。低温乾燥の冬の時期は、感染症が流行しやすい季節です。引き続きご家庭でも、各自でできる感染防止対策をお願いします。また、年末年始は人が集まる機会が多くなります。良事を伴う席がある場合には健康観察を行うとともに、良事中は会話を控えるなど、ご協力をお願いいたします。

埼玉県教育委員会 (令和2年11月)



資料4 (令和3年4月20日)

生徒の皆さんへ

# ゴールデンウィークを迎えるにあたり

健康観察/  
体調が悪い時は  
外出しない

不要不急の  
外出を  
避ける

規則正しい  
生活習慣を  
確立し、抵抗  
力を高める

埼玉県マスコット「さいたまっちゃん」

Q 新型コロナウイルスはどうやって感染するの？


A 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密(密閉・密集・密接)の環境で感染リスクが高まります。  
飛沫感染(ひまつかんせん)とは、感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口や鼻から病原体が多く含まれた小さな水滴(飛沫・ひまつ)を放出し、それを近くにいる人が吸い込むことによる感染のこと。

**感染が起こりやすく、注意が必要な場面と対策**

- **大人数や長時間におよぶ会食** → 食事は家族と・今は友達との会食はガマン
- **マスクなしでの会話** → 会話をする時はマスク着用・食事中のおしゃべり厳禁
- **狭い空間での活動** → 部屋の換気をする・大勢で集まらない
- **活動と活動の間** → 休み時間や部活動の着替えの時間も気を抜かない

感染再拡大を防ぐのは誰だ?!  
わたしたち、一人一人だ!!

埼玉県マスコット「コ/ト/ン」  
埼玉県教育委員会 令和3年4月



資料5 (令和3年7月12日)

生徒の皆さんへ

# 夏休みを迎えるにあたり

新型コロナウイルス変異株は、従来のウイルスより感染しやすい可能性があります。  
 しかし、変異株であっても、3密(密集・密接・密閉)や特にリスクの高い場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどの対策を行うことが、感染防止に有効と言われています。

規則正しい生活  
習慣を確立し、  
抵抗力を高める

健康観察/  
体調が悪い時は  
外出しない

不要不急の  
外出を避ける

自分自身を守ること…  
それは、身近な人を守ること

**感染が起こりやすく、注意が必要な場面と対策**

- **大人数や長時間におよぶ会食** → 友達との会食やカラオケ等は、ガマン…!!
- **マスクなしでの会話** → 会話をする時はマスク着用・食事中のおしゃべり厳禁
- **狭い空間での活動** → エアコンを付けている時も部屋の換気をする・大勢で集まらない
- **活動と活動の間** → 休み時間や部活動の着替えの時間も気を抜かない

熱中症予防×コロナ感染防止!

暑さを避け、水分をとる、運動時や気温が高い時はマスクを外す

埼玉県教育委員会 令和3年7月



資料6（令和3年9月27日）

児童生徒・保護者の皆様へ

### 新型コロナワクチン接種の正しい理解のために

現在、新型コロナウイルス対策として、ワクチンの接種が進んでいます。地域によっては、既に12歳以上の児童生徒へ接種券が届いているご家庭もあると思います。各ご家庭におかれては、ワクチン接種に対する正しい理解に基づいて、対応いただくようお願いいたします。

ワクチン接種に関する詳しい情報については、厚生労働省や埼玉県等の情報を参考にさせていただくほか、接種券を発行しているお住いの市町村にご確認ください。

**厚生労働省ホームページ**

■ **新型コロナワクチンについて**

厚生労働省 コロナ ワクチン 検索

こんな情報が掲載されています

- 接種についてのお知らせ
- 有効性・安全性について
- わかりやすい資料
- 新型コロナワクチン Q&A

■ **コロナワクチンナビ**

\*新型コロナワクチンの接種会場や、どうやって接種を受けるかなど

**埼玉県ホームページ**

■ **新型コロナウイルスワクチン接種について**

埼玉県 コロナ ワクチン 検索

こんな情報が掲載されています

- 新型コロナウイルスワクチンの県内接種実績
- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する差別等の防止について
- ワクチンの効果や接種後の副反応等について
- 新型コロナウイルスワクチン接種の副反応専門相談窓口
- よくある質問 など

**ワクチんとくちまめ**

- ◇ 新型コロナワクチンは、発症や重症化の予防に効果があると考えられています。
- ◇ 国は、ワクチン接種によるメリットが副反応のリスクより大きいと、接種をおすすめしています。ただし、接種は強制ではありません。
- ◇ 新型コロナワクチンは、全額公費（無料）で受けられます。
- ◇ ワクチンを受けるには本人の同意（16歳未満の場合は保護者の同意）が必要です。

**【お知らせとお願い】**

- 現在、国の方針では、学校での生徒への集団接種は行わないとの考え方が示されています。したがってワクチンは各市町村で接種を受けることとなります。
- 新型コロナワクチンの接種は、任意です。ワクチン接種を受けたくても受けられない人もいます。お互いに相手を思いやる気持ちを大切にしましょう。
- おおさんがワクチン接種を受ける場合や副反応が出た場合には、欠席扱いとはならない出席停止等の措置をとることができるので、学校に相談してください。
- ワクチンを接種したからといって、感染しなくなるわけではありません。引き続き、マスクの着用などの感染防止対策をお願いします。

埼玉県教育委員会 令和3年7月

資料7（令和3年12月15日）

児童・生徒・保護者の皆さまへ

すごく

## 健康双六

コロナに負けず、冬休みを元気に過ごそう！

保護者の皆様へ  
毎日、感染防止対策にお取り組みいただきありがとうございます。低温乾燥となる冬の時期は、感染症が流行しやすい季節です。引き続きご家庭でも、各自でできる感染防止対策をお願いします。

**スタート**

朝起きて、体温を測っている=1つ進む  
測っていない=スタートに戻る

マスクを外す時は、耳にかかっているヒモを持って外している=1つすすむ

1つ戻る

外から帰った時、食事の前、トイレの後は、せっけんで、手を…洗っている=1つ進む  
たまに洗っている=1つ戻る  
洗っていない=スタートに戻る

昨日の夜は夜ふかしを…しなかった=1つ進む  
した=1つ戻る

自分でできる感染防止対策を2つ言う  
言えたら1つ進む

もう1回サイコロをふる

もう1回サイコロをふる

部屋の換気、時間を決めて行っている=2つ進む  
行っていない=2つ戻る

1回休み

新年の抱負を述べる

新しい年も健康で楽しく過ごせる1年になりますように♪

**ゴール**

埼玉県教育委員会(令和3年12月)



資料 8 (令和 3 年 1 2 月 1 5 日)

児童・生徒・保護者の皆様へ

# 感染予防の「か・き・く・け・こ」

## 守って元気に新しい年を迎えよう!

**か** 帰ってきたら  
せっけんで  
しっかりと  
手洗い



**き** 規則正しい  
生活で、  
免疫力を  
高めよう



**く** 空気の  
入れ替え、  
これ大事





とら  
埼玉県マスコット  
「コバトン」  
「たいまつち」

**け** 健康観察  
朝と晩、  
出かける  
前にも忘れずに



**こ** 混んでる場所や  
おしゃべり  
する時は、  
マスクをしよう



保護者の皆様へ  
毎日、感染防止対策にお取り組みいただきありがとうございます。低温乾燥となる冬の時期は、感染症が流行しやすい季節です。引き続きご家庭でも、各自でできる感染防止対策をお願いします。  
また、年末年始は人が集まる機会が多くなります。食事を伴う席がある場合には健康観察を行うとともに、少人数・短時間・大声を避けるなど、ご協力をお願いします。

埼玉県教育委員会 (令和3年12月)

資料 9 (令和 4 年 3 月 7 日)

# コロナに負けるな「さ・し・す・せ・そ」

～元気に1年間を締めくくり、新年度を迎えるために～

●保護者の皆様へ●  
毎日、感染症対策にお取り組みいただきありがとうございます。元気に1年間を締めくくり、新生活をスタートするために、引き続きご家庭でも各自でできる感染症対策をお願いいたします。  
年度末は人が集まる機会が多くなります。食事を伴う席がある場合には健康観察を行うとともに、少人数・短時間・大声を避けるなど、ご協力をお願いします。

**さ**  
さんみつ  
3密さけて  
こまめに  
かんき  
換気

**し**  
しっかり  
しょくじ  
食事  
かいわ ひか  
会話を控える

**す**  
すっぽり  
ますく  
マスク  
くち はな  
口と鼻

**せ**  
せっ  
石けんで  
ゆびさき あら  
指先洗いに  
ねじり洗い\*  
ねじりながら洗うこと



**そ**  
そーしゃる  
ソーシャル  
でいすだんす  
ディスタンス  
ひと きより  
人との距離を  
あけよう



\*親指や手首を握って、ねじりながら洗うこと

「感染予防の啓発活動」～コロナに負けるな さ・し・す・せ・そ～  
感染症対策として、たくさんの中にある中で、ポイントをしぼりわかりやすく「合い言葉」で呼びかけることが感染予防につながると考え、感染症対策のポイントを保健委員会の生徒が「さしすせそ」でまとめ、保健集会で発表しました。【熊谷市立荒川中学校の実践事例から】

埼玉県教育委員会 (令和4年3月)



生徒の皆さんへ

埼玉県教育委員会  
令和 4 年 4 月

## 改めて…自分事と捉え行動しよう!

★参考★  
感染症対策の専門家による学校訪問・部活動時における感染防止対策に旨目して  
出典：埼玉県ホームページ

部活動の大会や発表会が始まっています。皆さんが、日頃取り組んでいる活動の成果を披露したり、発揮したりする、大切な機会です。各学校の先生たちも、生徒の皆さんに悔いの無いよう頑張ってもらいたいと願っています。しかしながら、現在、県立学校では部活動内での新型コロナウイルス感染症の拡大事例が増えています。また、部活動内での感染拡大がきっかけとなり、学年等に広がる事例も見られます。

### マスクの着脱、メリハリつけて

活動前後・休憩中・準備・片付け・更衣中には要注意!!

→ 近距離で会話をする時は、必ずマスク  
→ 会話する時にマスクが無い時は、タオルや肘で口元を覆う  
→ 運動中や気温・湿度の高い日は、熱中症予防のためマスクを外す

うっかり外していませんか?

### 健康観察

活動前・活動中・活動後には、健康観察!!

→ いつもと違うな…と感じた時は、休む  
(例：発熱や喉の痛みなどの風邪症状)  
→ 家族が体調が悪い時は、休む  
→ 体調が悪い時は、かかりつけ医等に相談・受診

### 活動場所の換気

体育館等の練習場所及び更衣室の換気

→ 二酸化炭素濃度測定器の活用  
→ サーキュレータ等の活用  
→ 部活動の入れ替わり時は、窓全開 等

自分たちの部活動を守るため…  
大会や相手校を守るため…  
一人一人が意識を高め、行動しよう!

油断は禁物

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

## マスクの着脱、メリハリつけて!

厚生労働省・文部科学省からマスク着用の考え方が示されました

### 夏場は熱中症を予防することが大切です 熱中症は命にかかわる問題です 登下校や運動中はマスクを外しましょう

#### 登下校

人との距離を十分にとり、会話を控えて、マスクを外す  
(公共交通機関やスクールバスを利用する場合はマスク着用)

【屋外】  
・距離が確保できる  
・距離が確保できないが、会話をほとんど行わない

自然観察・写生活動など屋外の教育活動

離れて行う運動や移動鬼ごっこなど密にならない外遊び

#### 体育の授業や運動部活動

運動中はマスクを外す

更衣の場面などでは、マスク着用など感染対策の徹底を!

【屋内】 距離が確保できる & 会話なし

個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

(目安) 2メートル以上

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

- ・マスクを着用しない場合であっても、**手洗い、「密」の回避等**の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ・マスクは**必ず外さなければいけないわけではありません。**
- ・マスクを**外すことができない人や外したくない人がいることも忘れない**ことが大切です。

彩の国 埼玉県

埼玉県 令和 4 年 6 月

資料 12 (令和 4 年 7 月 1 4 日)

生徒・保護者の皆さんへ


## 暑さとコロナに負けない夏休みの心得

熱中症対策 × コロナ感染防止

新たな変異株に対しても、基本的な感染症対策が有効です


### 規則正しい生活で 免疫力を高める

- 早寝・早起き
- 十分な睡眠・休養
- 適度な運動
- しっかり食べる  
(バランスが大切)




### 具合が悪い時は 外出しない

- 毎日の検温・健康観察
- いつもと違う体調のときは  
自宅で安静、医療機関を受診
- 陽性が判明したら学校に連絡




### 熱中症への備え

- 涼しい服装、日傘、  
帽子で暑さ対策
- こまめに水分補給
- エアコン使用時も、  
常時窓を開けて換気
- 屋外ではマスクを外す



**外出・運動**するときは…

- 外出の時は、周囲の人との距離をとってマスクを外す  
人が多く集まる場所や公共交通機関ではマスクを着用
- 運動時は、忘れずにマスクを外す
- 会食する際は、マスク無しの会話はしない！  
ファストフードやカラオケなどでの感染事例が多い
- 県外に移動するときや、感染に不安を感じたときは  
県の無料検査を活用する



●保護者の皆様へ●  
日頃から、健康観察や体調不良時の登校自粛の徹底など、感染症対策にお取り組みいただきありがとうございます。  
夏休みを元気に過ごし、新学期をスタートするために、引き続きご家庭でも各自でできる感染症対策をお願いいたします。  
夏休みは人が集まる機会が多くなります。食事を伴う席がある場合には少人数・短時間・大声を避けるなど、ご協力をお願いします。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」  
埼玉県教育委員会 (令和 4 年 7 月)

資料 13 (令和 4 年 1 2 月 2 日)

児童生徒・保護者・教職員の皆様へ

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします








## マスクをつけている人も マスクをつけていない人も

さまざまな理由で、  
マスクを着用できない人やマスクを外せない人がいます。  
一人一人の意思や考えを尊重し、  
思いやりのある行動をすることが大切です。  
マスクでの差別をしないこともコロナ対策のひとつです。

**もしかしたら…**

頭痛や肌荒れ、  
息苦しさなど  
マスクによる  
身体への影響がある



マスクが着用できない理由

自分自身に  
疾患があったり、  
感染すると  
重症化する人が  
家族にいる



マスクを外せない理由

- 活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱を！
  - ・マスクの着用は、基本的な感染防止対策のひとつです。
  - ・十分な身体的距離が確保できる場合には、マスクの着用は原則不要です。
  - ・体育の授業など運動中はマスクを外しましょう。
  - ・登下校の際には、基本的にマスクを外しましょう。  
(公共交通機関の利用時は除きます。)
- 引き続き、基本的な感染症対策の徹底を！
  - ・発熱等の風邪症状など体調不良があるときは、登校や行事への参加はしないでください。
  - ・マスクをしていないときには、大声で会話をせず、咳エチケットを心がけましょう。

よい子の電話教育相談(毎日24時間受付)

<子供専用> 受付 7300 窓口 120-98-3192 <保護者専用> 048-556-0874  
 <子供・保護者共通> Eメール: [soudan@seisaku.ac.jp](mailto:soudan@seisaku.ac.jp)  
 ※Eメール相談の受信確認及び返信: (月～金)12/29～1/3(除く) / 午前9時～午後5時

彩の国 埼玉県 埼玉県教育委員会 保健体育課・生徒指導課・人権教育課 R4.11

埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策 公式キャッチフレーズ  
浦和商業高等学校 佐藤愛菜さんの作品

# ま 守ろうよ みんなの笑顔 コロナから

児童・生徒・保護者の皆様へ 感染防止の「ま・み・む・め・も」

**み** 密さけて  
こまめな換気を  
心がけよう

3つの「密」  
密閉＝換気の悪い密閉空間  
密集＝多数が集まる密集場所  
密接＝間近で会話や発声をする  
密接場面

**む** 無理しない  
いつもと違えば  
休みましょう

体調がよくないときや  
具合が悪いときは  
休みましょう。

守って元気に、  
新しい年を迎えましょう！

埼玉県マスコット  
「さいたまっちゃん」  
「コバトン」

**め** メリハリを  
つけて マスクを  
着脱しよう

運動する際、  
徒歩や自転車での登下校時は、  
マスクをはずしましょう。

**も** もしかして……  
相手のことを  
思いやろう

さまざまな理由で、  
マスクを着用できない人や  
マスクを外せない人がいます。  
一人一人の意思や考えを尊重し、  
思いやりのある行動をすることが  
大切です。  
マスクでの差別をしないことも  
コロナ対策のひとつです。

保護者の皆様へ  
毎日、感染防止対策にお取り組みいただきありがとうございます。低温乾燥となる冬の時期は、感染症が流行しやすい季節です。今年は季節性インフルエンザと新型コロナの同時流行も懸念されます。引き続きご家庭でも、各自でできる感染防止対策をお願いします。  
また、年末年始は人が集まる機会が多くなります。飲食を伴う席がある場合には健康観察を行うとともに、短時間にする、大声を避けるなど、ご協力をお願いします。

埼玉県教育委員会 (令和4年12月)

児童生徒・保護者・教職員の皆様へ

令和5年4月1日から 皆様のご理解とご協力を  
をお願いします

## 学校生活も マスク不要が基本 となりました

**マスクをつけている人も・マスクをつけていない人も**

学校生活でも、今後はマスク着用を求めないことが基本(\*)とされます。  
しかし、さまざまな理由で、マスクの着用を希望したり、着用できない人がいます。  
一人一人の意思や考えを尊重し、思いやりのある行動をとることが大切です。  
本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように配慮しましょう。

**マスクが外せない理由**

- ・花粉症でくしゃみができる
- ・感染すると重症化する可能性がある
- など

**※ 次のような場面は、マスク着用が推奨されています。**

- ・登下校時(運動ラッシュ時)に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校内外問わずにおいて濃厚接触や感染リスクを認める場合

**その他の留意事項**

**運動するときには、マスクを外す**

これから、夏に向けて暑くなってくと、熱中症のリスクが高まります。  
熱中症にならないためにも、体育の授業や運動部活動では、より一層、マスクを外すよう心がけましょう。

**給食等の食事の場面**

- ・適切な換気
- ・大声での会話は控える
- ・机を向かい合わせにしない

又は、向かい合わせの場合は互いに一定の距離(1m程度)を確保

**「黙食」は必要ありません**

■保健体育課(感染症に関すること) ■保健体育課(感染症に関すること)  
■生徒指導課(いじめ等に関すること) ■生徒指導課(いじめ等に関すること)  
■人権教育課(偏見・差別等に関すること) ■人権教育課(偏見・差別等に関すること)

R5.3



## 学校教育活動の制限

### 1 概要

学校における感染防止と教育活動の両立を図るため、学校行事や感染リスクの高い教育活動など具体的な活動場面ごとに、感染状況等に応じて活動を制限するなどの対策を講じた。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 学習活動について

##### ア 令和2年度

- ・ 緊急事態宣言（1回目）（令和2年4月7日～5月31日）
  - ・ 一斉休校のため、家庭学習を提供するよう指示。
  - ・ 全ての教科・科目において、指導計画等を踏まえ、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。
  - ・ 生徒の学習状況を随時把握すること。
  - ・ ICTを最大限に活用すること。
- ・ 緊急事態宣言（1回目）解除（令和2年6月1日）後～令和2年9月27日  
歌唱・調理実習等、感染リスクの高い学習活動は当面の間、中止。
- ・ 感染リスクの高い学習活動の中止の解除（令和2年9月28日～）  
「接触」「密集」の回避（身体的距離の確保）、マスク着用、換気の徹底を前提に、感染リスクの高い学習活動の中止を解除。
- ・ 緊急事態宣言（2回目）（令和3年1月8日～3月21日）  
歌唱・調理実習等、感染リスクの高い学習活動を中止。
- ・ 緊急事態宣言（2回目）解除（令和3年3月22日～）  
感染リスクの高い学習活動を含め授業は感染症対策を徹底した上で実施。

##### イ 令和3年度

- ・ 緊急事態宣言（3回目）延長（令和3年9月1日～9月30日）  
2学期を迎えるにあたり、歌唱・調理実習等、感染リスクの高い学習活動を中止。
- ・ 緊急事態宣言（3回目）解除（令和3年10月1日～）  
感染リスクの高い学習活動を含め授業は感染症対策を徹底した上で実施。
- ・ まん延防止等重点措置（令和4年1月21日～2月10日（1月26日から一部強化））
  - ・ 感染症対策を徹底した上で実施。

- ・1月26日からは、歌唱・調理実習等、感染リスクの高い学習活動を中止。
- ・まん延防止等重点措置解除以降（令和4年3月22日～）  
感染リスクの高い学習活動を含め授業は感染症対策を徹底した上で実施。

## （2）学校行事等について

### ア 入学式及び卒業式、文化祭等の学校行事について

#### （ア）令和2年度

- ・緊急事態宣言（1回目）（令和2年4月7日～5月31日）  
入学式は新生・教職員のみとした。
- ・緊急事態宣言解除（1回目）（令和2年6月1日）後～令和3年1月7日  
授業時間の確保及び感染状況から、文化祭や体育祭等の学校行事については、延期又は中止を検討するよう指示した。
- ・緊急事態宣言（2回目）（令和3年1月8日～3月21日）
  - ・学年を超えて一堂に集まる行事は中止とした。
  - ・卒業式は、卒業生・教職員・保護者1名までとした。
- ・緊急事態宣言（2回目）解除（令和3年3月22日～）
  - ・学年を超えて一堂に集まる行事は中止とした。
  - ・入学式は、新生・教職員・保護者1名までとした。

#### （イ）令和3年度

- ・まん延防止等重点措置（令和3年4月20日～8月1日）  
文化祭は、一般公開を禁止とし、保護者の参加は学校判断とした。
- ・緊急事態宣言（3回目）（令和3年8月2日～8月31日（夏季休業中））  
文化祭は、一般公開を禁止とし、保護者の参加は学校判断とした。
- ・緊急事態宣言（3回目）延長（令和3年9月1日～）
  - ・始業式は、校内放送等で実施した。
  - ・文化祭は、在校生及び教職員のみ「校内公開」とし、保護者の参加も不可とした。
  - ・開会行事・企画内容の工夫、感染防止の徹底を行った。
- ・まん延防止等重点措置（令和4年1月21日～2月10日（1月26日から一部強化））  
卒業式は、卒業生・教職員・保護者1名までとした。
- ・まん延防止等重点措置延長（2月10日～3月6日）
  - ・卒業式は、卒業生・教職員・保護者1名までとした。
  - ・全校生徒が一堂に集まる行事は中止又は延期とした。

- ・まん延防止等重点措置再延長（令和4年3月7日～3月21日）  
卒業式は、卒業生・教職員・保護者1名までとした。
- ・まん延防止等重点措置解除以降（3月22日～）  
卒業式及び令和4年度入学式は、卒業生（入学生）・教職員・保護者1名までとした。

（ウ）令和4年度

- ・令和4年度の対応（5月25日～）  
文化祭や体育祭等の学校行事の一般公開については、来場者の健康観察の実施や必要に応じた人数制限を行うなど感染防止を徹底した上で、実施可能とした。

イ 修学旅行等泊を伴う校外行事について

（ア）令和2年度

- ・緊急事態宣言1回目（令和2年4月7日～5月31日）  
一斉休校のため実施なし。
- ・緊急事態宣言解除（令和2年6月1日）後～令和3年1月7日  
授業時間の確保及び感染状況から、延期・中止を検討するよう指示した。
- ・緊急事態宣言2回目（令和3年1月8日～）  
中止又は延期を含め、校長判断とした。

（イ）令和3年度

- ・緊急事態宣言（3回目）延長（9月1日～9月30日）  
本県又は目的地が緊急事態宣言期間の場合は、中止又は延期とした。
- ・緊急事態宣言（3回目）解除（10月1日～）以降  
目的地の状況等を踏まえ、校長判断とした。

ウ 遠足等泊を伴わない校外行事について

（ア）令和2年度

- ・緊急事態宣言（1回目）（令和2年4月7日～5月31日）  
一斉休校のため実施なし。
- ・緊急事態宣言（1回目）解除（令和2年6月1日）後～令和3年1月7日  
授業時間の確保及び感染状況から、延期・中止を検討するよう指示した。
- ・緊急事態宣言（2回目）（令和3年1月8日～）  
中止又は延期を含め、校長判断とした。

(イ) 令和3年度

- ・緊急事態宣言（3回目）延長（9月1日～9月30日）  
本県又は目的地が緊急事態宣言期間の場合、県境を越える行事は中止又は延期とした。
- ・緊急事態宣言（3回目）解除（10月1日～）  
目的地の状況等を踏まえ、校長判断とした。
- ・まん延防止等重点措置（令和4年1月21日～2月10日（1月26日から一部強化））
  - ・目的地の状況等を踏まえ、校長判断とした。
  - ・特に、県境を越える行事については、中止又は延期を含め、実施の可否を判断するよう指示した。
- ・まん延防止等重点措置延長（2月10日～3月6日）  
中止又は延期とした。
- ・まん延防止等重点措置再延長（3月7日～3月21日）  
目的地の状況等を踏まえ、中止又は延期を含め、実施の可否を慎重に判断するよう指示した。
- ・まん延防止等重点措置解除後の段階的な対応（3月22日～）以降  
目的地の状況等を踏まえ、実施の可否を判断するよう指示した。

エ 部活動について

(ア) 令和2年度

- ・緊急事態宣言（1回目）（令和2年4月7日～5月31日）  
禁止とした。（関東大会・全国総合体育大会等も中止であった）
- ・緊急事態宣言解除後移行期間（6月1日～6月21日）  
禁止とした。
- ・通常登校再開（6月22日～）
  - ・段階的に活動を再開した。
  - ・泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
    - ① 6月22日～7月5日  
平日3日各60分程度。
    - ② 7月6日～7月19日  
平日3日各60分程度、且つ週休日1日90分程度。
    - ③ 7月20日～7月31日  
平日3日各90分程度、且つ週休日1日120分程度。
    - ④ 8月1日～8月24日（夏季休業中）



平日4日各180分程度、且つ週休日1日180分程度。

⑤ 8月25日～

『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく部活動を実施。

- ・ 緊急事態宣言（2回目）（令和3年1月8日～3月21日）
  - ・ 1～2月は、原則中止とした。
  - ・ 3月8日～21日の期間は、平日3日以内、1回90分以内。
  - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
- ・ 緊急事態宣言（2回目）解除（3月22日～）
  - ・ 段階的に活動した。
  - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。

① 3月22日～3月28日

平日4日以内、1回120分以内。

② 3月29日～

『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく部活動を実施。

(イ) 令和3年度

- ・ まん延防止等重点措置（4月20日～8月1日まで）
  - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
  - ・ 4月28日～5月11日の期間は、7日以内、1回120分程度に制限。
- ・ 緊急事態宣言（3回目）（8月2日～8月31日（夏季休業中））
  - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
- ① 8月2日～8月15日
  - ・ 週4日以内、練習試合は2校のみとした。
  - ・ 練習試合などの校外活動は県内のみ可とした。
- ② 8月16日～8月31日
  - ・ 週2日以内、練習試合は2校のみとした。
  - ・ 練習試合等の校外活動は禁止とした。
- ・ 緊急事態宣言（3回目）延長（9月1日～9月30日）
  - ・ 平日のみ2日、90分以内とした。
  - ・ 練習試合等の校外活動は禁止とした。
  - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を

- 除き、校内外ともに行わない。
- ・緊急事態宣言（3回目）解除（10月1日～）
  - 段階的に活動した。
  - ①10月1日～10月15日
    - 平日4日のみ、120分以内とした。
    - 練習試合等の校外活動は禁止とした。
    - 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
  - ②10月16日～
    - 『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく部活動を実施。
    - 練習試合等の校外活動は可とした。
    - 泊を伴う活動については、実施の可否を校長が慎重に判断するよう指示した。
- ・まん延防止等重点措置（令和4年1月21日～2月10日（1月26日から一部強化））
  - ・平日4日のみ、120分以内とした。
  - ・1月26日からは、平日2日のみ、90分以内とした。
  - ・練習試合等の校外活動は禁止とした。
  - ・泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
  - ・全国大会等の出場時は、PCR検査を推奨した。
  - ・陽性者が確認された場合は、原則1週間の活動自粛とした。
- ・まん延防止等重点措置延長（2月10日～3月6日）
  - ・平日2日、90分以内とした。
  - ・全国大会等の出場時は、PCR検査を推奨した。
  - ・練習試合等の校外活動は禁止とした。
  - ・泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。
  - ・陽性者が確認された場合は、原則1週間の活動自粛とした。
- ・まん延防止等重点措置再延長（3月7日～3月21日）
  - ・陽性者が確認された場合は、原則1週間の活動自粛とした。
  - ・3月7日～21日の期間は、平日4日、120分以内とした。
  - ・練習試合等の校外活動は禁止とした。
  - ・泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校内外ともに行わない。

- ・まん延防止等重点措置解除後の段階的な対応（3月22日～）
  - ・『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく部活動を実施。
  - ・練習試合等の校外活動、県外での活動等は、慎重に判断するよう指示した。
  - ・春季休業期間中は、合宿等禁止とした。

(ウ) 令和4年度

『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく部活動を実施。

オ 無料PCR検査等の受検について

部活動において県外の大会やコンクール等に出場する際には、原則として無料のPCR検査等を受検し、自己の感染状況を確認した上で参加するよう通知した。

### 3 実施上の課題と対応

文部科学省から示された考え方に基づき、学校教育活動の内容（授業、学校行事、部活動など）ごとに適切に対応できるよう整理する必要があるがあった。そのため、県として、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を策定し、活動ごとの対策等を具体的に整理した。

また、感染防止と教育活動の両立の観点から、緊急事態宣言等の発令・解除など感染状況に応じた対応（対策の厳格・緩和）が必要であったことから、新型コロナウイルス感染症専門家会議の意見等を踏まえ、県として対策レベルの変更を行った。

### 4 ICTの活用

感染防止の観点から、オンライン授業をはじめ教育活動におけるICTの活用がより一層推進された。また、県立総合教育センターHPに「ICT教育ガイドライン」を掲載し、ICT活用の考え方、学校教育活動を継続するためのICTの活用、ICTを活用した新たな学びの創造について各学校等へ示した。各学校においては、学校教育活動に制限が課される中、1人1台端末などを活用し、オンラインでの学習を組み合わせたハイブリッドな学習等を積極的に取り入れ、児童生徒の学びの継続に取り組んだ。

### 5 広報・関係機関への周知

県立学校及び市町村教育委員会に対し、通知により周知した。

## 6 自己評価

感染拡大時において、こうした学校教育活動の制限等の初期対応を徹底したことにより、さらなる感染拡大の防止に一定の効果があった。一方、長期間に渡る学校行事や部活動への制限は、児童生徒の学校生活の充実に少なからず影響を与えた。

部活動については、近隣都県と比較して厳しい制限を実施したため、県外大会における公平性が担保されないなどの課題があった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

感染症の特性等の知見が得られた際には、速やかな情報提供を行うとともに、感染防止対策としての学校教育活動の制限について、児童生徒への影響を十分に考慮した上で、エビデンスに基づき、必要な対応方針を速やかに示すべきである。

部活動について、関東大会や全国大会といった都道府県を越えて広域からの参加により実施される大会があることを踏まえ、当該大会の実施や参加に係る制限や条件、さらには感染拡大時の学校における通常の活動の可否や制限等について、全国的な視点から国が目安を示すべきである。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日付け文部科学省事務連絡（最終改正令和5年5月8日））

## 9 事業費・財源

### （1）令和2年度

事業名 「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」  
予算額 令和2年度6月補正 628,663千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

事業名 「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」  
予算額 令和2年度2月補正 424,404千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

事業名 「修学旅行のキャンセルに伴う保護者負担軽減事業」  
 令和2年度 県立中・高等学校 81,965千円  
 令和3年度 県立中・高等学校 124,120千円  
                   県立特別支援学校 789千円  
 財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 用途 修学旅行キャンセルに伴う保護者負担軽減

(2) 令和3年度

事業名 「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」  
 予算額 令和3年度当初 198,963千円  
 財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 用途 学習保障（3密回避のICT機器など）

事業名 「学校等における感染症対策等支援事業」  
 予算額 令和3年度2月補正 487,800千円  
 財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

事業名 「修学旅行のキャンセルに伴う保護者負担軽減事業」  
 予算額 令和3年度 県立中・高等学校 124,120千円  
                   県立特別支援学校 789千円  
 財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 用途 修学旅行キャンセルに伴う保護者負担軽減

10 5類移行に伴う対応

- ・令和5年4月28日、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を通知。文部科学省通知で示された「感染が落ち着いている平時においては、児童生徒の健康状況の把握、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導以外の特段の感染症対策を講じる必要がないこと」等を通知。



### 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること

- ・ 令和5年5月1日、「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について」を発出。国から、今後の学校教育活動については「単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものを回復させるとともに、GIGAスクール構想の下で生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、いわば新しい学びの在り方へと進化を図っていくことが重要」という考え方が示され、今後は当該趣旨を踏まえ、5類移行後の学校教育活動に対応するよう通知した。
- ・ 令和5年5月8日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」（令和5年5月8日改定）を発出。国の省令改正や衛生管理マニュアル改定を踏まえ、ガイドラインを改定し、通知した。

## 学びの保障・継続

### 1 概要

一斉臨時休業中の児童生徒の学びを保障するため、各学校においては学習課題を配布するなど家庭学習の工夫を行うとともに、指導や状況把握を行った。その後、順次学校が再開されると、教育課程の見直し、長期休業期間の短縮、学習活動の重点化等により、学習の遅れを取り戻し、学びを保障・継続するための取組を行った。

また、学びを保障するツールとして、令和2年度に国のGIGAスクール構想の後押しもあり、学校にはインターネット回線や児童生徒1人1台パソコンの整備などのオンライン学習環境が整備された。

オンライン学習環境の整備後は、学校ごとの臨時休業措置や濃厚接触者に特定されたこと等により登校できない児童生徒に対するオンラインによる同時双方向通信授業などの実施や、対話などが制限されていた中、授業などにおけるICTを活用した新たな学習の実施が可能となり、家庭学習の充実と合わせ、感染状況や一人一人の児童生徒の状況に対応した学びの保障・継続を行うことが可能となった。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 一斉臨時休業への対応

一斉臨時休業中における家庭学習については、各教科等において、指導計画を踏まえながら、教科書とそれを基にした学習プリント等による家庭学習を実施した。児童生徒1人1台のパソコン端末等の整備が過渡期であったため、学校によっては、学習プリントの郵送、教員による可能な範囲での家庭訪問等を実施した。一斉休校再開後は、家庭学習（予習や復習）と学校で実施する授業との関係を整理し、家庭学習の目的を児童生徒に理解させた上で、授業計画を見直すなど、学習効果が一層上がるように工夫を行った。

また、休業中における登校日の設定、学校行事の見直し及び夏休みなどの長期休業期間の短縮等により授業時数を確保し、学びの保障・継続を図った。

#### (2) 1人1台パソコン等の学習環境を踏まえたICTを活用した学びの創造

家庭学習や感染防止を踏まえた授業等を実施するに当たり、教職員向けに家庭学習用の学習プリント集の掲載、児童生徒視聴用の学習動画の掲載を行うなど家庭科学習の充実を図った。また、「ICT教育ガイドライン」を

掲載し、ICT活用の考え方、学校教育活動を継続するためのICTの活用、ICTを活用した新たな学びの創造について各学校等へ示した。各学校においては、児童生徒1人1台パソコン整備等の状況に合わせ、学級閉鎖や濃厚接触者に特定されたこと等により登校できない児童生徒に対するオンラインによる同時双方向通信の授業を実施した。また、対話によるグループ学習の禁止など感染防止対策として教育活動への制限が課される中、教室においてもICTを活用してオンラインを併用した新しい学習を積極的に実施した。

### (3) 学習評価について

国の通知により、学校に登校できない児童生徒に対し、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学習評価に反映することができることとされた。そのため、臨時休業等により授業ができない場合は、家庭学習や小テストを実施し、それらの取組姿勢なども踏まえて総合的な学習評価を行った

## 3 実施上の課題と対応

一斉臨時休業中やその後の学校再開当初は、家庭学習について、学習課題に対するきめ細やかな指導や状況把握を行うことに課題があった。また、必要な感染対策を行ながらの学習活動においては、対話によるグループ学習が制限されるなどの課題もあった。1人1台端末が配備されたことで、ICTを活用し、学習状況の把握やグループでの学習も工夫しながら実施することができた。

## 4 ICTの活用

県のHP・県立総合教育センターHPを活用した情報提供等を行った。

## 5 広報・関係機関への周知

- ・県のHPにおいて「新型コロナウイルス感染防止に関するガイドライン」や通知等の周知（随時更新）。
- ・県立総合教育センターHPを活用した学習支援に係る情報提供（随時更新）。

## 6 自己評価

県として児童生徒向けの学習動画を充実させるとともに、学校向けに教育活動を継続するためのICTの活用やICTを活用した新たな学びの創造を学校に示すことで、児童生徒の保障・継続が図れた。

また、臨時休業や出席停止により登校できない児童生徒の学びの保障・継続に対して、パソコン等が未整備の段階では、プリントの郵送等の手段しか取り得なかったが、その後の整備等の進捗により、校内一斉のオンライン授業なICTを活用した学習を実施することが可能となり、学びの保障・継続に繋がった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題・国へ提言すべき事項

ICTを活用した授業の実施は、児童生徒の学びの保障・継続に有効であり、今後も、端末更新やネットワーク環境の整備に係る財政支援が必要である。また、通常時におけるオンライン授業の実施範囲（受信側の生徒数の人数等）や単位認定の扱いなどについて、児童生徒のみならず教員にも感染が拡大する場合に備えて、予め十分検討の上、再構築すべきである。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け2文科初第265号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・文部科学省令和2年6月5日公表資料  
「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」
- ・文部科学省作成  
「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和4年4月1日時点）」

## 9 事業費・財源

### （1）令和2年度

事業名 「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」  
予算額 令和2年度6月補正 628,663千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

事業名 「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」  
予算額 令和2年度2月補正 424,404千円  
財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
用途 感染症対策用物品、学習保障（3密回避のICT機器など）

(2) 令和3年度

事業名 「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」

予算額 令和3年度当初 198,963千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

用途 学習保障(3密回避のICT機器など)

事業名 「学校等における感染症対策等支援事業」

予算額 令和3年度2月補正 487,800千円

財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

用途 感染症対策用物品、学習保障(3密回避のICT機器など)

10 5類移行に伴う対応

- ・ 令和5年5月8日、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」(令和5年5月8日改定)を发出。国の省令改正や衛生管理マニュアル改定を踏まえ、ガイドラインを改定し、通知した。ガイドラインには、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導について」を引き続き明記し、感染不安や臨時休業等によりやむを得ず登校できない児童生徒に対するICTを活用した積極的なオンライン学習の実施等を行うこととしている。
- ・ 令和5年6月、以下の事項について国に要望した。
  - ①臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒がオンラインによる学習した場合の出欠の取扱いについて、特例として出席の扱いとすること
  - ②児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費への財政措置



# 私立学校における感染防止対策

## 1 概要

私立学校における感染防止対策は学校法人が主体的に行うことから、各私立学校に対して学校における感染予防対策や感染症が発生した場合の対応等について速やかに情報提供を行うとともに、各学校の感染状況や臨時休業の実施状況、臨時休業中の児童生徒への支援などについて把握に努めた。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、私立学校に対して、感染症対策の強化に必要な保健衛生用品等の購入経費への補助や、コロナ禍における物価高騰等の状況を踏まえた光熱費や給食費の価格高騰分の補助等を実施した。

## 2 経緯・取組内容

### (1) 情報提供

令和2年2月27日に小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示された。これを受けて、本県所管の私立学校に対して文部科学省の通知を速やかに周知するとともに、感染拡大防止の趣旨を踏まえ、臨時休業の実施を依頼した。

その後、県立学校の再開に合わせて、私立学校に対しても、感染予防や保健指導の徹底を図りつつ学校の再開を進めるよう依頼した。その際、私立学校は通学エリアが広く、公共交通機関を利用している児童、生徒が多いことから、授業の開始時間の変更など、通学時の感染予防についても留意するよう依頼した。

令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言が本県を含む1都3県に発出された際には、私立学校においても感染者の報告が急増しており、同一クラス内、同一部活内での感染も確認されていたため、県立学校と同様、部活動の原則中止等の措置を依頼した。令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除に当たっても、引き続き県立学校と同様の措置を取るよう依頼した。

その後の令和3年4月16日のまん延防止等重点措置の適用、令和3年7月30日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の発出及び令和4年1月19日のまん延防止等重点措置の適用の際にも、私立学校に対して文部科学省や県教育委員会の通知を速やかに情報提供するとともに、県立学校と同様の対応を依頼した。

## (2) 感染状況等の把握

私立学校における感染状況を把握するため、生徒等及び教職員に陽性者が発生した場合や臨時休業を実施した場合は、私立学校法第6条の規定に基づき速やかに県に報告するよう依頼した。また、陽性者発生に伴いオンライン授業の実施や部活動の停止等の措置を行った場合も、併せて報告するよう依頼した。

各私立学校からの報告により把握した感染状況については、知事をはじめとする県幹部に随時報告するとともに、毎週の朝のコロナミーティングにおいても1週間の状況を取りまとめて報告した。

## (3) 支援の取組

私立高等学校等に対しては、私立学校運営費補助の一部で、学校の再開に当たって補習等を行うための人件費の補助、教職員を対象とした抗原検査キットの配布、コロナ禍における物価高騰等の状況を踏まえた光熱費の価格高騰分の補助等を実施した。また、学校給食費等保護者負担軽減事業費において、給食費の価格高騰分の補助を実施した。

私立幼稚園に対しては、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助において、幼稚園による保健衛生用品の購入や新型コロナウイルス感染症対策実施のためのかかり増し経費に対する補助を行った。

保護者に対する支援として、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯等に対する授業料等に対する支援を行った。

なお、国補助事業である学校保健特別対策事業費補助金、私立学校施設整備費補助金及び私立学校情報機器整備費補助金について、私立学校からの申請の取りまとめ等を行った。

## 3 実施上の課題と対応

教育局において公立学校に対する方針が決定された後、私立学校に対する方針を検討した上で通知するというプロセスを経たため、公立学校と比較すると通知に若干のタイムラグが発生することがあった。

そのため、私立学校の特性（建学の精神に基づく教育を実施していること、通学エリアが広く公共交通機関を利用している児童・生徒が多いこと等）をあらかじめ課内で見える化し、共有することにより、私立学校に対する方針を速やかに決定できる体制を整えた。

国に対しては、学校等における感染症対策等支援事業等の継続や学習者用端末の維持費及び更新費への財政支援等に関して以下の緊急要望を行った。

令和4年 6月 2日 緊急要望

令和4年11月17日 緊急要望

#### 4 ICTの活用

県のホームページを活用した情報提供を行った。また、各私立学校に対する支援の実施に当たっては、電子メールや電子申請システムを活用し、速やかな補助の実施に努めた。

#### 5 広報・関係機関への周知

県ホームページにおいて、「新型コロナウイルス感染症に係る私立学校宛て通知」を掲載した。各私立学校その他、埼玉県私立学校総連合会などの私学団体とも情報共有を積極的に行った。

#### 6 自己評価

国や教育局の動向を注視し、各私立学校等へ速やかに情報提供を行うとともに、各学校の感染状況を把握し、必要な支援の実施を行うことができた。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題・国へ提言すべき事項

私立学校における感染防止対策は学校法人が主体的に行うことから、各私立学校へ必要な情報を速やかに伝達する必要があったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、教育活動におけるマスク着脱のエビデンスに基づく基準が示されないなど、統一的に示されるべき国の方針が明確でなかった。

したがって、新興感染症の感染拡大時には、学校の教育活動の継続や実効性のある感染症対策について、国は明確な方針を速やかに示すこと。また、県において実効性のある感染症対策を行うための財源についても国は速やかに措置すること。

一部の私立学校において、全校児童・生徒が参加する双方向通信によるオンライン授業（完全オンライン授業）を実施したが、感染症流行による臨時休校時のオンライン授業の運用について、学校保健安全法や学習指導要領に明確な規定がなかったため、学校が出欠席や単位認定の対応に苦慮する事例があった。

したがって、国は完全オンライン授業の実施のための財源を措置するとともに、法令上の位置づけや運用について明確にすること。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

私立学校法

学校保健安全法  
私立学校振興助成法

## 9 事業費・財源

事業名 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助（一部）

事業費 令和元年度 22,847千円  
令和2年度 293,375千円  
令和3年度 124,130千円  
令和4年度 102,855千円

財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
内容 新型コロナウイルス感染症対策に伴う保健衛生用品等購入費やかかり増し経費の補助。

事業名 私立学校運営費補助（一部）

事業費 令和2年度 133,536千円  
令和3年度 100,316千円  
令和4年度 311,942千円

財源 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、一般財源  
内容 臨時休業していた私立学校の再開に当たり補習等を行うための人件費の補助、教職員を対象とした抗原検査キット配布事業、光熱費等高騰対策支援補助等。

事業名 埼玉県私立高等学校奨学のための給付金事業（一部）

事業費 令和2年度 116,929千円

財源 国庫補助金

内容 低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費相当分の補助、支給単価の増額による追加支援。

事業名 私立学校父母負担軽減事業補助（一部）

事業費 令和2年度 7,190千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

内容 専門学校生を対象とした新型コロナの影響による家計急変世帯への支援。

事業名 学校給食費等保護者負担軽減事業費  
事業費 令和4年度 3,985千円  
財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
内容 私立学校に対する給食費の価格高騰分の補助。

※以下の国補助事業について、県で取りまとめ等を行った

事業名 学校保健特別対策事業費補助金  
事業費 令和2年度 198,010千円  
令和3年度 70,027千円  
令和4年度 36,504千円  
内容 修学旅行のキャンセル料等支援事業、学校等における感染症対策への支援事業等

事業名 私立学校施設整備費補助金  
事業費 令和2年度 68,471千円  
令和3年度 59,604千円  
令和4年度 70,956千円  
内容 感染症対策のためのトイレの乾式化の改修支援等

事業名 私立学校情報機器整備費補助金  
事業費 令和2年度 15,406千円  
令和3年度 26,773千円  
令和4年度 3,358千円  
内容 臨時休業時の遠隔学習のために学校が使用するカメラやマイクへの支援事業等

## 10 5類移行に伴う対応

### (1) 情報提供等

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されることに伴い、文部科学省において学校保健安全法施行規則の改正や衛生管理マニュアルの改定が行われた。また、教育局においても「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」の改定が行われた。

私立学校に対しては、こうした情報を速やかに周知するとともに、5類移行後においても引き続き基本的な感染対策に努めるよう依頼した。

その後、文化祭等の学校行事による学校での感染拡大が疑われる事例が発生したことから、学校行事実施における感染防止対策の徹底とともに、来校



する児童生徒・保護者・教職員等への注意喚起を改めて依頼した。夏季休業終了後の学校再開に当たっては、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の徹底を通知した。

令和5年9月8日に保健医療部及び教育局が「イベントでの感染対策のお願い」の報道発表を行った際には、私立学校に対してリーフレット等を周知し、学校行事を含むイベントに来場する際の基本的な感染防止対策への協力を呼び掛けた。

令和5年9月20日から新型コロナワクチンの「秋開始接種」が開始されるに当たり、私立学校に対して周知を行った。

## (2) 国への要望

令和5年6月、以下の事項について国に要望した。

- ①児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。
- ②新たな変異株等の発生時は、当該感染症の特性等の知見の収集及び情報提供を行うとともに、特性等を踏まえた臨時休業の目安、児童生徒の出席停止の考え方及び学校教育活動に対する制限等、必要な対応方針をエビデンスに基づき速やかに示すこと。